

川崎の男女共同社会をすすめる会通信 No.184

●連絡先 藤井光子 hymico@me.com ☎&FAX 044-944-7872 ●発行日2017年 7月20日
〒214-0003 川崎市多摩区菅稲田堤3-8-2-503 ●HP <http://web-k2.jp/ssk1985/>

寸劇とクイズで学ぶ ワークルール

男性6名を含む20-80代の方々が、クイズに迷い、寸劇に笑い熱心に語りあいました。

7/1
第1回 ワークルール講座
26名が参加！

小林展大さんは若手弁護士を中心としたグループであるワークーズネットのメンバーで「ワークルール・カフェ」などの街頭相談にも力を入れています。

ワークルールの基本的な知識があれば、現在の自分の働き方について、権利意識が生まれより良い方向に進んでいけるのではという思いで、クイズや寸劇の手法にも取り組まれています。

賃金・残業代・労働時間のお話は、例えば賃金は通貨で直接、労働者にその全額を払わなければならないこと。本人に払うことが重要など。労働時間についても、原則は、一日8時間、週40時間。6時間を超えて働く場合は休憩時間が取れるなど基礎的、具体的でわかりやすく大事なことばかり。実際の働く現実とかけ離れている印象を持った方も多いと思います。

街頭相談では「サービス残業、アルバイトの有給休暇、アルバイトのミスに自腹を切らせるなど、切羽詰まった相談内容も多い」「とにかく、労働法は労働者が勝ち取った守るべき宝です。自分の権利を大切に」と強調。

組合のお話 野口雅人さん（労働組合相談員）

労働組合とは労働者が、賃金や労働時間などの労働条件の改善を図るために作る団体です。一人では立場が弱いけれど、労働組合には団体交渉権があり、使用者と対等に話ができます。賃金や労働条件などについて要求し交渉できます。

現在、労働組合の加入は労働者の17%で、多くの方が働く中小零細企業には労働組合がない。立場の弱い労働者を守るのは労働基準法などの労働法および労働組合の存在です。神奈川県は最低賃金は現在930円、最低賃金と同じ時給で働く人が多い。最低賃金があがると時給が上がるので、全国一律1500円をめざして運動しています。一人で悩んでいないで、困ったら相談してほしい。一人でもはいる組合があります。→全川崎地域労働組合 044-211-5164

6/25 すくらむ21まつりでシール投票 お父さんとお母さんの別姓どう思う？



▶結果は

| | |
|---------|-----|
| 気にならない | 24 |
| どちらでもいい | 45 |
| いやだ | 68 |
| 合計 | 137 |

▶シール投票 140名が参加！

子どもたちに聞きます。お父さんとお母さんの苗字が違っていたら？

中にはお父さんやお母さんが、

「お母さんは田中で、お父さんが佐藤でしょ。〇〇ちゃんが田中だったらどう思う？」と楽しそうに説明してくれる風景も。

▶対象は小学生～大学生

▶低学年「いやだ」が多い

▶大学生は「気にならない」が多い

小林弁護士▷賃金・残業代・労働時間

ワークルールのお話とワークルールクイズ

働くみんなは労働者◁野口さん

発言特集 ●女性 ◆男性 A講師

◆ 質問 会社から損害賠償請求されないか？物を壊した時は損害賠償は認められないということ？

A 例にだしたパソコン壊したということでは、パソコンの修理代とか、買い換えたお金くらいですから、それで裁判までというのは明らかに費用対効果が悪いかな、ということと考えられないことですが、意地悪な所では、するかもしれない。その時は対応するしかない。

● ずっと前のことですが、結婚すると言ったら、その日からメールはまわってこないし、いろいろなやがらせがあって、自分も体調崩して出勤途中に吐いたりしたので、やめた。闘えるだけの体力も気力も残っていなかった。

● これはどうかなと思ったこと。家族経営の会社ですが、社員4人、アルバイト2人、事務関係を1人でやっている。先代の社長の時から、25日の給料日が土曜になる時は、前日の金曜に、日曜の時は月曜に支給されていたが、現在の社長から、25日が土曜日にあたった日に突然金曜でなく月曜支給と、しかも当日に言われた。社長自身が決めた。これについての文書があるわけでない。文書がない会社です。それはちょっと違うんじゃないですかと言ったが。聞き入れられず月曜日に支給となった。対抗する方法は？

A 慣行として、取り決めてきた。違法といえるか？社長に話すことになるが。

A 従業員の方々と話し合っ、社員の中に親族の人がいるとちょっといやなんですけど。他の人々と話し合っ会社内でルールを決めるというのが一つのやり方ではないか。

○ 街頭相談のときアルバイトで時給940円で働いている人から相談された。どうやったら時給があげられるのでしょうか。最低賃金をあげるには？時給1250円だと月20万ぐらにはなるので、生活がやっていけるのではないか。（神奈川の最賃は現在930円）

A 国民的な議論とか世論とかの後押しを受けて最低賃金を上げていくというのが一つの方向ではないかと思っています。

● 川崎の公立の保育園に非正規で働いている保育士です。今は正規と非正規が半々くらいです。名札



はつけていませんが職場の入り口に顔写真が付いているので誰が正規で誰が非正規か、保護者で感心のある方はじーと見ていく。1人で子どもを庭に連れて行ってはいけないなど非正規でやってはいけないことはある。

賃金が非常に安い。非正規は雑用をやるのが当たり前と感ずることが多い。保育士として雇われたが、子どもにかかわるといって半日くらいオムツ交換で終わってしまう。非正規は会議に参加できないので一緒に働いていくという気持ちがなかなか共有できない。運動会は来れるなら来てもいいとか、卒園式は席がないから別の日に来てとか、分けられている感じを非常に受ける。

正規と非正規が混在している職場の難しさ。期限が切れたらお終いでいいのよみたいな。共有できる場がない。

● 保護者の労働時間を保証するということで、長時間保育がはじまった頃から、非正規が職場に入るようになった。時間外に（8:30前 17:00以後の時間）子どもを見るために。以前雇用期間が2ヵ月更新などであった。その後1年未満になった。今は非正規の方がどんどん増えている。

A 非正規と正規の対立みたいなことが出ている。労働者の権利をまず学習していくことが大事。同じ労働者である。なかなか対等に話せない、労働組合作るとなると大変なので、横のつながりを作って話し合いながら同じ環境の人を作っていく、1人で悩んでいるとどんどん追い込まれていく、その気持ちが良くわかります。隣の人も話せなくなり自爆していく。隣の人と手をつなごうという自分の勇気と権利を学習していくのが大事。僕も友だちを作り酒を飲みながら学習し労働組合を作りました。自分の小さな勇気、隣の人と話す。話す勇気のために酒をのむ(笑い)。しっかり権利を学習して、間違っていないという確信を持って。対等に話す、出来なかったら組合に話す(個人加盟の組合があります)。

● 非正規の人の働く時間帯が違ってばらばら、子どもにとっては正規も非正規も変わらないので、力あわせてやらなければ



新入社員の
小林くん

● 保育士していた。はじめは住み込みだった。3日に1回夜勤があって、昼間も7時から夜8時まで、夜勤のときは2時間位休憩が取れた。長時間労働、低賃金で体調崩して辞めた。次は労働組合が強い所で働きたいと思い当時品川区の職員組合が強いとのことで、そこに就職。結婚したらやめ

る、出産したらやめるのが殆どでした。私がたまたま最初に結婚し出産しました。育児時間や授乳時間を時差でとるようになり、結局夕方早く帰るようになった。組合のストライキがあるときお母さんたちに理解してもらって30分のストライキをした。そのころパートの方が入るようになった。そらが非正規化の発端になったのかもしれないけど、みんなで考えて行動することは大事なんだなーと体験した。

● 仕事やめたんですけど、きっかけになったのは上司のパワハラ。一つ一つはたいしたことないのですが、仕事のスピードにいやみを言割れたり、私に頼んでおいて自分でやって、もうさっき終わっているよとか、ろいろ積み重なって。そんなことが続いて、ある日すごく調子が悪くなり、衝動的に辞表を書いてしまった。ちょっと後悔して辞表を取り消してくれと言ったのですが、もう駄目と言われた。女性ばかりの職場よくあることなんだろうなと、今思えば相手が変な人間なんだから気にしないという対応策しかなかったんだらうな。渦中にいたときはそんなことはできなかった。

司会 辞表は1回だしたら取り消せないのですか。

A 退職願だと相手の承認があるまでは、撤回することが出来るが、退職届は相手に到達するともう辞めますという意味表示になるので、辞めろと言われて書いたとか立証できないと撤回できない。

● 娘が今育休とっている、9月から働くようになる。中には非正規だから簡単なことしかしないと言う人もあり、いろいろ悩んでいるようです。正規も非正規も賃金なんかは本当に保証されたらいいんで

アドリブ交えた寸劇に、 笑いが止まらない

K「あ〜、仕事終わらないな。社長もうすぐ勤務時間終わりですよ。」

N「そうだな。小林くん、5時になったらタイムカード押して。」

K「え？でも、まだ仕事終わってませんよ。仕事を終わらせてからタイムカード押さないと、いつまで働いていたかわからなくなってしまうじゃないですか。」

N「あのね、小林くん。私の会社は36協定締結していないのだから、午後5時にタイムカード押せば、その後労働させてもごまかせるんだよ。」

K「社長、それって今話題のブラック企業のやり方と同じじゃないですか。」

パワハラ発言続出 野口社長



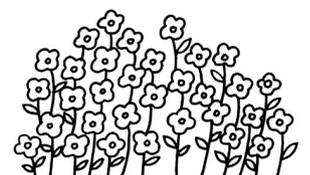
しょうが、難しいなと悩んだりしていますね。

◆ ワーカーズネットで一緒に活動しています。街頭相談の例ですが。駅の売店で働いている人、鶴見の売店で働いていたが、閉店になってしまった、横浜駅の売店に移ってくれと言われ、一生懸命やったのだが、いやがらせがあってそれに抗議したら辞めてくれと言われた。解雇理由も お化粧があついで、化粧が濃い、

愛想が悪い、お店の仲間の人から情報集めてそれを解雇理由にして、解雇した。弁護士事務所に相談して、労働審判にかけた。裁判所で結局和解になって、損害賠償、不利益扱いがあったので、150万円くらいで金銭解決で終わったが、その会社は正規、アルバイト、パート、臨時、等すごいいろんな雇用形態がある、結局労働者同士を競わせるということ、団結しにくい状況。男性の職員が少ない。

◆ 正規と非正規の分断は深刻なところがある。分断がいろんなところで起きている。労働条件が違うので、労働者が団結するのが難しくなっている。労働契約法の20条で正規と非正規を比較して労働条件が違うのは不合理なものであってはいけないと決められている。例えば正規、全国配転の可能性もある、違ってもいいとなっているが、労働組合として協力して非正規の待遇を改善することは労働運動としてあるのではないかと思う。

A 非正規は政策的につくられている、職場の中で分断されている。労働組合はひとりひとりがつながってなりたっているのだが、それが難しくなっている。権利を学習し、声を集めて社会的な運動をしていくことが大切ではないかと。表に出て行く。



女性ニュース

・子ども格差解消 日本 32 位

6 月 14 日に国連児童基金（ユニセフ）が発表した 41 カ国における子どもの貧困や格差、教育など 10 分野の状況を順位付けした報告書を公表しました。

貧困や格差の順位は、世帯所得の差などを基に算定。両分野とも上位 3 位は北欧諸国が独占しました。

日本は飢餓の解消が 1 位、健康福祉は 8 位、質の高い教育は 10 位。一方、子どもの貧困を社会福祉などで効果的に緩和しているかどうかを示す貧困撲滅の指標は 18%と、調査対象国の平均 37.5%を大幅に下回りました。世帯所得が中央値の 6 割未満の相対的な貧困状態にある子どもは 18.2%（平均 21%）でした。格差による不平等の解消は 32 位とワースト 10 位にとどまりました。貧困撲滅も、調査ができた 37 カ国中 23 位でした。

・女性差別撤廃条約選択議定書の批准請願が不採択に

6 月 16 日に参院外交防衛委員会の理事会で、維新の浅田均議員が「サンフランシスコ市で慰安婦像の設置が問題になっている。この請願の採択は設置を応援することになりかねない」と「保留」を求めました。請願は委員会で全会一致で採択を合意したものを本会議で採択します。2001 年の第 151 通常国会以降、昨年の 190 通常国会まで 18 回にわたり参院本会議で採択されてきたが、全会一致が崩れました。

・ニューヨーク女性行進

6 月 17 日に国連会議での「核兵器禁止条約」の交渉を進めるバックアップにと「核兵器を禁止する女性行進」がニューヨーク市内を行進しました。終着点の国連広場の集会には、国連会議の担当ホワイト議長と被爆者が登壇し女性たちの歓声と拍手に迎えられました。国連会議が市民社会と一体に歴史を前進させてきたことを象徴する場面になりました。

・シリア難民 初の親善大使

6 月 18 日に国連児童基金（ユニセフ）は、シリア難民の女性教育活動家ムズン・アルメレハンさん（19）を史上最年少の親善大使に任命すると発表しました。ユニセフが難民認定者を親善大使に任命するのは初めてです。アルメレハンさんは 2013 年に内戦化のシリアから逃れました。3 年間にわたり難民生活を送ったヨルダンのキャンプで子どもの教育支援活動をはじめ、英国に再定住した現在も続けています。

・在日女性に「複合差別」大阪高裁判決

6 月 19 日、インターネット上の差別発言をめぐり、

在日朝鮮人のフリーライター李信恵さん（45）が、「在日特権を許さない市民の会」（在特会）と桜井誠元会長に損害賠償を求めた控訴審判決で、大阪高裁は在特会側に 77 万円の賠償を命じた大阪地裁判決を支持し、双方の控訴を棄却しました。池田裁判長は 1 審が認めたと在日朝鮮人への民族差別に、女性差別が加わった「複合差別」に当たるとしました。

・JAL マタハラ裁判 勝利和解

6 月 28 日に東京地裁は、日本航空の客室乗務員の女性が妊娠中に、地上勤務への転換を拒否され、1 方的に無給休職を命令されたのは、男女雇用機会均等法などが禁じたマタニティーハラスメントだと訴えた裁判で和解が成立しました。訴えていたのは日航キャビンクルーユニオン（CCU）組合の神野和子さん（42）と。和解内容は、▲今年度から希望者全員を地上勤務につける。やむをえずつけない場合は事情を説明する。▲来年度から地上勤務はフルタイムか時短勤務か選択できるようにする。▲CCU に、産前地上勤務の配置先と人数を開示する。▲制度運用と問題点解決について CCU との団体交渉の協議事項にするです。

これからの活動

7 月 31 日(月)第 2 回学習会講師打ち合わせ 10:00～

活動日誌

5 月 19 日通信印刷・発送

5 月 25 日 14:00～第 1 回学習会
講師打ち合わせ(川崎)

5 月 25 日ワーカーズネットかわさき
街頭相談 溝口 19:00～

6 月 7 日(水)10:00～幹事会すくらむ 21

6 月 10 日(土)神奈川女性会議総会

6 月 18 日(日)川崎母親大会
10:00～高津市民館

6 月 19 日(月)ワーカーズネットかわさき
運営委員会 16:30～

6 月 20 日女性が語るトークサロン参加
すくらむ 21 主催「ガールズケイリン」

6 月 25 日(日)すくらむまつり参加

7 月 1 日(土)すくらむ 21 協働事業
「ワークルール」13:30～

7 月 5 日(水)幹事会 13:30 すくらむ 21

7 月 12 日(水)幹事会 川崎

▶初めての参加でしたが、リラックスして受けられました。労働問題について考える時間でした。少し視野が広がりました。何か問題がある時には相談、周りにつながる勇気が必要とおもったので、心に留めておこうと思いました。

▶働くことの意味をあらためて考える機会となりました。

▶弁護士の小林先生・林先生にも多くの場所で、相談会や学習会でご活躍をしていただきたいです。本日はありがとうございました。

▶非正規の方と正規の方との差別（現場の中でやられているのには、本当に頭にきました！！）

▶横のつながりが持ちにくい職場環境であります。やはりこのままでは、正規と非正規の差は広がるばかり。今、非正規の私の賃金（時給）は数年前に20円値上がりしただけ、やはり格差を感じ、やる気につながってしまいます。

▶格差の問題は、今の政治につながっているのですよね。

▶労基法があっても、実際の職場で上司と二人きりになることがあると、**パワハラ**をするような人格の人は、やりたい放題である。どうやっても（言っても）やめない相手に対して打つ手はただ一つ「気にしない」それだけである。「自分の傷つきやすい感性を変えること」現状ではこれ以外の解決策はない。

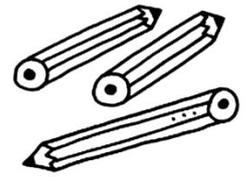


▶野口さんのおしゃった「小さい勇気」と「権利を学習する」ことは核心だと思います。

どこに相談してよいのかわからない、職場の仲間にも言えない」ということも学習することによって自分も変わっていくと思います。

▶労働関係の公務についている非正規の職員をしております。求職者の対応をしているのですが、「不当な解雇や求人内容と違う仕事内容のため辞めざるを得ないことがあったなどのおはなしを聞くことが多いです。総じてどこにも相談できなかったとのことで、転職を余儀なくされています。無料の法律相談も限界があるだろうから…とか、事を大きくするつもりないんだけど、ということも原因の1つです。労連のような団体が、世の中にもっと認知されたら良いと思いました。

みなさんの感想



▶寸劇とってもよかった。

▶ワークルールとクイズ 楽しみにしてきました。今年の未来集会で「今 若者が働くということパート2」の分科会をおこないます。とても参考になりました。

・とても面白く、有意義でした。若い人も多くて、とてもよかったですね。

・働くうえでのワークルールは基本中の基本です。学生時から学ぶ機会も必要かと思います。労働相談も、悩みを受け止め、心を軽くしてあげるような対応も必要かと思います。

▶労働法や労働組合のことを楽しく学ぶことができよかったです。

▶私の就職したころは労組に入る（大学の教養課程でそんな話をされたことがある）ことは普通でしたが、今年の新入社員に聞いたら、大学でそんな授業はないということでした。正規・非正規との分断（政策）や今の労働政策（労働組合のこと）について、労働者が知識を得ることは力になり、社会を変えていくのではと思いました。

▶労働組合の組織率が17%に低下していることには驚きです。もっと組合が身近になるようにすることが必要だと思います。

▶会場からの質問

最低賃金はどうやって決まるのですか？ 決めるのはどこですか？

▼活発な意見交換の中で、こんな質問が出ました。そこで、どんな仕組みで決まるのか、調べてみました。

最低賃金は、最低賃金審議会（公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員で構成）において賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分に参考にしながら審議を行い決定しています。

地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対し、金額改定のための引上げ額の目安が提示され、地方最低賃金審議会では、その目安を参考にしながら地域の实情に応じた地域別最低賃金額の改正のための審議を行っています。

地域別最低賃金は、(1)労働者の生計費、(2)労働者の賃金、(3)通常の事業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

特定（産業別）最低賃金は、関係労使の申出に基づき最低賃金審議会が必要と認めた場合、最低賃金審議会の調査審議を経て決定されます。

イベントのお知らせ

●ワークルール講座第2回

10月1日 すずめる会とかながわ女性会議主催

●ワーカーズネットが主催する

ワークルールカフェ

働く人が覚えておきたい
ワークルールの話

使う！活かす！

制度や法律

すずめる会の学習会No.2

みんな輝きたい！
ひとりひとりの
人権を守る働き方
ワークルール編

2017
10/1(日)
13:30~16:00

★相談タイム
16:00~16:30 無料
講師が希望者に
個別に応じます

- ① 「M字カーブ※」解消アンケートから見える
女性の働き方 (2016.10~12かながわ女性会議実施の調査)
小島八重子さん (かながわ女性会議)
- ② 生き生き働き続けるには…社会保障など
榮 恭子さん (社労士)
- ③ ワークルールを活かして働こう
林 裕介さん (弁護士・川崎北合同法律事務所)
ワーカーズネットかわさき※

④ みんなでトーク

残業代払われないみたい… アルバイトでも有給
休暇あるの？ 労働契約って何だろう… 働くこ
とでぶつかる疑問や悩み、みんなで考えましょう。



※NPO法人
ワーカーズネットかわさき
働き方の問題の相談や解決に
取り組む、若手弁護士を中心
にしたグループ
※M字カーブ
女性の労働力率が、結婚・出
産期に当たる年代に一旦低下
し、育児が落ち着いた時期に
再び上昇するという、いわゆる
M字カーブを描くこと



●場所 川崎市男女共同参画センター
すくらむ21 第1・2研修室(2F)
▶先着30名 (事前申し込み/空きがある時は当日也可)
▶資料代：300円 *保育あり (先着10名 申込み裏面)
アクセス▶ JR南武線「武蔵溝ノ口」駅
東急田園都市線、大井町線「溝の口」駅より徒歩10分

RPG工学部
ワークルール
Cafe

A Midsummer Night's Work Rule Cafe

ワークルール（労働法）を、ロールプレイング
感覚でとっても楽しく学べます！
特製カレーと、ビールなどアルコールを片手
に、ワークルール（必須アイテム）をゲットし
て、悪い企業を倒す冒険に、さあでかけよう！
みんな、集まろうぜ～！

8/27(日)
17:00～

会場：コミュニティカフェ
メサグランデ
川崎市中原区新城5丁目2-13
ブリマSK武蔵新城1階
JR南武線武蔵新城駅から徒歩2分

●会費 ￥1000
(大学生以下￥500)
特製カレーやサラダなど
食事代込み

□Drink*
アルコール ￥200
ノンアルコール ￥50円

主催 ワーカーズネットかわさき
連絡先 林裕介 044-931-5721
働き方の相談や問題解決に取り組む、弁護
士・労働組合・市民で作るグループです。
NPO申請中